◇優先接種対象となる「基礎疾患」について

○基礎疾患のある方とは（16 歳以上が対象）

１．以下の病気や状態の方で、通院・入院している方

① 慢性の呼吸器の病気
② 慢性の心臓病（高血圧を含む）
③ 慢性の腎臓病
④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
⑥ 血液の病気（鉄欠乏症貧血を除く）
⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
⑪ 染色体異常
⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
⑬ 睡眠時無呼吸症候群
⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療の為入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している。又は、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

２．基準（BMI30 以上）を満たす肥満の方

⑮ BMI＝体重（kg）÷身長(m)÷身長（m）が 30 以上の方
（例）身長 170cm で体重 86.7 kgの場合…　86.7（kg）÷1.7(m)　÷1.7（m）＝30

○該当の判断

基礎疾患に該当するかどうかは、自己申告となります。予約時に該当疾患等の番号、かかりつけ医名、通院・入院状況についてお伝えください。基礎疾患に該当するか不明な場合は、主治医にご相談ください。なお、予約後、基礎疾患の対象外と判断された場合は、予約をキャンセルさせていただきますので、ご了承ください。

◇優先接種対象となる「高齢者施設等の範囲」について

※高齢者等が入所・居住する施設において、利用者に直接接する職員の方

○介護保険施設
- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

○居住系介護サービス
- 特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護

○老人福祉法による施設
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム

○生活保護法による保護施設
- 救護施設
- 更生施設
- 宿所提供施設

○障害者総合支援法による障害者支援施設等
- 障害者支援施設
- 共同生活援助事業所
- 重度障害者等包括支援事業所
（共同生活援助を提供する場合に限る）
- 福祉ホーム

○その他の社会福祉法等による施設
- 有料老人ホーム

○高齢者住まい法による住宅
- サービス付き高齢者向け住宅
- 社会福祉住居施設
（日常生活支援住居施設を含む）
- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- 生活困窮者一時宿泊施設
- 原子爆弾被爆者養護ホーム
- 生活支援ハウス
- 婦人保護施設